

# Apache License と Apache Project

(株)リコー  
グループ技術開発本部 グループ技術企画室  
知財標準化戦略室  
2009/11/18

---

## (お約束の) Who am I?

---

**RICOH**

- 21 年ほど現在の会社 (リコー) に勤めている。
- 最初の 18 年は、今はないソフトウェア研究所というところにいたり、そこでできたものを持って事業部に行ったり...

- Windows がまだ 3.1 だったころ (にすでに unix では "the network is the computer" だった) 自分で使えるネットワーク直結のプリンタが欲しかった。
  - (少なくとも当時のリコーにはなかった)
- 一番簡単に作りたかったから Sun の小型機 (IPC っていう機械) に専用インターフェースぶち込んで、プリンタのローレベルを直接いじった。
- これなら、OS もネットワークも Sun のが (つまり BSD が) そのまま転用できる...

- ---> 高い...
- とはいえ、一台 600 万円で意外とお買い上げいただいた ; - )
  - で、阪神大震災があつたりして...
- メーカーの務め ---> 安くて良いものを提供すること
- 稲葉の解釈: 良いもの = ネットワーク親和性の高いコンピュータ
- 安くて = VxWorks とかの組み込み用市販 OS は高い...
- 社内で作ったモニター (それまでのプリンタが使っていた) はメンテを考えたらずしも安くない
- メモリ空間が分離できないのも、職人プログラマじゃない稲葉としては好きくない

- Sun も使っている BSD って駄目だっけ?
- 社内「専門家」の意見 ---> リアルタイム性がないから、どーたらかーたら
- で、どこに「リアルタイム性」を使ってるの???

- さて、BSD を「売る」には、どこにどれだけ金を払わないといけないの？
  - ここから、「ライセンスの勉強」が始まった...
- 幸か不幸か、BSD ライセンスは短い、英語を読むのは苦にならない、アメリカの著作権法他もちよつとは判ってる

- まだ、linux は ia32 以外ではほぼまともに動かなかった。
  - つまり、組み込み用途には使えない。

# BSD ライセンス (当時の...)

- Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:
- 1 Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
- 2 Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
- 3. All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgement:
- This product includes software developed by the University of California, Berkeley and its contributors.
- 4 Neither the name of the <organization> nor the names of its contributors may be used to endorse or promote products derived from this software without specific prior written permission.



- つまり、「ソースでもバイナリでも」「修正があってもなくても」1, 2, 3, 4 に従えば配布が可能。
- バイナリの場合、2, 3, 4 に従わないといけない。
  - 2 ドキュメントに著作権表示、ライセンス、無保証を書いておく。
  - 3 広告などで、BSD の機能について謳う場合、通知を入れなければならない。
  - 4 作成者の名前が、製品の支持や販売促進に使われてはいけない。

- この単純なライセンスでも、疑問はいろいろ。
- どうして "source and binary" で "source or binary" ではないのか？
- 会社の顧問弁護士に確認した。(で、細かい事は忘れた)
- permit する方から見たとき、両方の形態を permit している事を明示している。
  - 別に、両方を同時に配らないといけない、という意味ではない。

- "mentioning feature" しているマニュアルは 3 項を実施しないといけないのか？
- 一見、広告用だけで良いのかと見える。
- 念のため、マニュアル (対象物と同時に配られるもの) にも書いておいた。

- "acknowledgement" は英語のまま書いても、お客様は理解が困難、どうすべきか？
- あくまで書くのは、契約で義務付けられた文。つまり英語。
- その翻訳を書いておくのは別にかまわない。
  - ので書いておいた。
- 広告で、英語と日本語を毎回書くのはなかなか大変。
- スペースがない時は、BSD 使ってますよと書かないように注意する。

- 3 項と 4 項は矛盾するのではないか?
- 3 項はあくまで事実を書く、たとえばその翻訳が製品の支持になるような事をしなければ良い。
- UCB が作った OS を使っている「ので」信頼性が高いです、などと書くと危ない...
  - まあ、その後 3 項 (advertising clause) は消えたから良いのですが...

- コピー機の内蔵ソフトウェアを linux に変える、などという時代はまだ来ていないが、いくつかの付属ハードウェアでは linux を使っている。
- 原則 -> 「なんでも良いから、Makefile を含めてソースを CD で添付しろ」
- 簡単にやったので、簡単な説明で終わらせます。

- 
- 幸か不幸か、1.0 の時代は経験していない。
  - Tomcat 3 が最初の経験 (だったと思う)
  - 商品としてリリースしなかったもので、正しく覚えていない。

- 
- Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:
  - 1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
  - 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
  - 3. The end-user documentation included with the redistribution, if any, must include the following acknowledgment:
    - "This product includes software developed by the Apache Software Foundation (<http://www.apache.org/>)."
    - Alternately, this acknowledgment may appear in the software itself, if and wherever such third-party acknowledgments normally appear.
  - 4. The names "Apache" and "Apache Software Foundation" **must not** be used to endorse or promote products derived from this software without prior written permission. For written permission, please contact [apache@apache.org](mailto:apache@apache.org).
  - 5. Products derived from this software may not be called "Apache", nor may "Apache" appear in their name, without prior written permission of the Apache Software Foundation.



- 最近の用語で言う "BSD like" そのもの。(普通に BSD like と言うときはもっと似ているけど...)
- 1, 2, 4 は本質的に BSD と一緒。
- 3 が、ありがたい。広告にはいれなくて良くなった。

## そして、特許を考える時代へ...

- 最初は CPL だった。(全文を乗せると長いので、関係するところだけ)
- "Contribution" means:
  - b) in the case of each subsequent Contributor:
    - i) changes to the Program, and
    - ii) additions to the Program;
  - "Contributor" means any person or entity that distributes the Program.

- CPL で慣れたせいで、contribution は逆に変な誤解をされる。
- 原文では...
- "Contribution" shall mean any work of authorship, including the original version of the Work and any modifications or additions to that Work or Derivative Works thereof, that is intentionally submitted to Licensor for inclusion in the Work by the copyright owner or by an individual or Legal Entity authorized to submit on behalf of the copyright owner.

- つまり、CPL 族では down stream に配布しても (どころか、実は配布も必要ない、改変をした場合) それは contribution, Apache では (意図を持って) up stream に渡さないと contribution にならない。
- しかも、その contribution は次からのバージョンに反映されるかどうかの保障はない。

Thank you !

